

## P F I 事業契約の条項例の検討に関する今後の審議の進め方（案）

--- 契約の標準化に向けて ---

## 1 . 検討課題

## P F I 事業契約の条項例の検討

- ・ 各種類型の P F I 事業に共通の事項を中心に、施設的设计、建設、維持・管理業務を主たる内容とした事業から検討を開始することが現実的と考えられる。
- ・ 「契約に関するガイドライン」及び「P F I 事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」とあわせて使うことを前提として、条項例と必要な注釈を作成する。
- ・ 条項例の作成に当たっては、総合部会メンバーに加え、発注者や弁護士等の実務担当者の参加を得ることが有益。また、スケジュール面で短期間に一定回数の会合をこなす必要があることから、定足数に縛られる正規の総合部会としてではなく、P F I 事業契約に関するワーキンググループとして開催する。なお、ワーキンググループの座長は部会長が務めるものとする。

## 契約ガイドラインの改定

- ・ 上記条項例の作成と並行して、「P F I 事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」のうち必要な事項は、「契約に関するガイドライン」に盛り込むことが必要。

## 2 . スケジュール例

5月 総合部会において進め方について審議

6～9月 ワーキンググループにおいて審議（計5～6回程度）

- ・ 主要論点に関する議論
- ・ ワーキンググループ案の作成

10月 パブリックコメント、WG案のとりまとめ

11月 総合部会においてとりまとめ

委員会においてとりまとめ

### 3．実際の事業契約に関するヒアリング

条項例作成作業に先立って、実際の事業契約において問題となる点、考慮すべき点についてのヒアリングを行う。

ヒアリングの対象は、国又は地方公共団体、民間事業者（団体）のうち、複数のPFI事業の経験があるもの。1回につき2団体程度。

ヒアリングの問題意識としては、事業契約に関連して発生した問題とその対応、事業契約に際して特に注意した点、問題となる論点について重点的に聴取する。